

〈別冊〉重要な事項等説明書 傷害保険（小規模保育総合補償制度用）

引受保険会社：ジェイアイ傷害火災保険株式会社

- 本書面はご加入にあたっての特に重要なお知らせが記載されております。「契約概要のご説明」には、商品内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項、「注意喚起情報のご説明」には、お客さまに不利益となる事項など特にご注意ください情報に記載しております。ご契約いただく前に必ずお読みいただき、お申込みいただきますようお願い申し上げます。
- 本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細、ご不明な点につきましては、保険契約者、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。
- 保険の対象となる方(以下「被保険者」といいます。)にもここに記載した事項をお伝えください。

契約概要のご説明（傷害保険）

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

①商品の名称

普通傷害保険（学校契約団体傷害保険特約（学校の管理下のみ補償）（フランチャイズなし）セット）

②商品の仕組み

この保険は、所定の学校等を保険契約者、その学校等に所属する児童等を被保険者とし、学校管理下中に急激、偶然、外来の事故により被保険者がケガをされた場合に保険金をお支払いします。

急激：「事故が突発的で、ケガの発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。

偶然：「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。

外来：「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する病気要因の作用でないこと」を意味します。

学校管理下中の詳細は、「小規模保育総合補償制度のご案内」をご参照ください。

(2) 補償内容

①主な支払事由（保険金をお支払いする主な場合）

「小規模保育総合補償制度のご案内」をご参照ください。

②主な免責事由（保険金をお支払いできない主な場合）

「小規模保育総合補償制度のご案内」をご参照ください。

(3) セットできる主な特約およびその概要

セットできる特約は「小規模保育総合補償制度のご案内」に記載されている特約のみとなります。

セットされている特約の概要につきましては「小規模保育総合補償制度のご案内」でご確認いただくか、保険契約者、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

(4) 保険期間（保険のご契約期間）

保険期間（保険のご契約期間）は「小規模保育総合補償制度のご案内」をご参照ください。

(5) 引受条件（ご契約いただく保険金額等）

ご契約金額の設定、その他引受の条件につきましては、以下の点にご注意いただくとともに保険契約者、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。また、実際にご加入いただくお客様のご契約の保険金額につきましては、「小規模保育総合補償制度のご案内」、加入申込票でご確認ください。

①ご契約金額は被保険者の方の年齢などに照らして適正な金額となるように設定してください。

②入院保険金、通院保険金はそれぞれ他の補償項目のご契約金額との関係で上限が定められます。

2. 保険料

保険料は、保険金額、保険期間等によって決定されます。実際にご加入いただくお客様のご契約の保険料につきましては、「小規模保育総合補償制度のご案内」、加入申込票でご確認ください。

3. 保険料の払込方法

保険料は、ご契約と同時に全額を現金でお支払いください。

4. 満期返戻金・契約者配当金

この保険には満期返戻金・契約者配当金はございません。

5. 解約返戻金の有無

「注意喚起情報のご説明（傷害保険）5. 解約返戻金の有無」を参照ください。

注意喚起情報のご説明（傷害保険）

1. クーリング・オフ説明書（契約申込みの撤回等について）

この保険は、法人・団体等が契約者となるご契約のため、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリング・オフ）を行うことはできません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項（告知義務等）

① ご加入時において、弊社が告知を求めたもの（告知事項：加入申込票に☆印が付いている項目）について、事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。告知した内容が事実と違っている場合や事実を記載しなかった場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

② 死亡保険金の受取人は「小規模保育総合補償制度のご案内」をご参照ください。（原則として被保険者の法定相続人にお支払いいたします。）

③ 被保険者の告知事項、その他加入申込票等の記載内容によっては、お引受けのできない場合やご希望どおりの内容でお引受けできない場合があります。

(2) ご加入後における留意事項（通知義務等）

ご加入者の住所を変更される場合は、保険契約者、弊社代理店または弊社にご通知ください。

3. 責任開始期

(1) 保険責任の開始期は「小規模保育総合補償制度のご案内」をご参照ください。

(2) 保険料は、ご加入およびご加入内容の変更と同時に支払ってください。保険期間が始まった後であっても、ご契約の弊社代理店または弊社が保険料を領収する前に生じたケガに対しては保険金をお支払いできません。

4. 主な免責事由（保険金をお支払いできない主な事由）

「小規模保育総合補償制度のご案内」の「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

5. 解約返戻金の有無

ご加入を解約される場合は、保険契約者、弊社代理店または弊社までご連絡ください。解約時の条件によって保険料を返還、または未払い保険料をご請求させていただきます。また、返還される保険料があっても多くの場合で払い込まれた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご加入はぜひ継続することをご検討ください。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

6. 重大事由による解除について

次の事実などがあるときは、保険金をお支払いできないことやご加入を解除させていただくことがあります。

- (1) 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとした場合
- (2) 被保険者、保険金受取人が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- (3) 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合や、反社会的勢力へ関与していると認められた場合
- (4) 複数の保険契約に加入することで保険金額の合計が著しく高額となる場合

7. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返戻金等の支払いが一定期間凍結されたり、保険金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険期間によってそれぞれ以下のとおり補償されます。

- 保険期間が1年以内の場合：保険金、返戻金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
- 保険期間が1年超の場合：保険金、返戻金等は原則として90%まで補償されます。^(※)

(※)主務大臣が定める率より高い予定利率を適用している保険契約については、90%を下回ることがあります。

8. 万一、事故が発生した場合のご注意

(1) 事故の発生

この保険の対象となる事故が発生したときは、事故発生の日からその日を含めて30日以内にご契約の弊社代理店または弊社までご連絡ください。正当な理由がなくご連絡のない場合は、保険金を一部お支払いできない場合がありますのでご注意ください。

(2) 保険金の支払請求時に必要となる書類

被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の支払請求を行うときには、所定の保険金請求書に加えて、弊社が提出をお願いする書類をご提出いただく必要があります。

(3) 保険金のお支払時期

弊社は、「(2)保険金の支払請求時に必要となる書類」に記載の書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするための必要な確認を終えて保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、弊社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

(4) 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳しくは、弊社代理店または

弊社までお問い合わせください。

- (5) 代理請求人制度について（入院保険金や手術保険金等、被保険者ご本人がご請求される保険金のご請求について）

被保険者が、保険金のお支払対象となるケガを被り、保険金をご請求される前に意思表示ができなくなってしまった等、特別な事情がある場合は、代理人による保険金のご請求が可能です。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

9. 補償重複について

補償内容が同様の保険契約（傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償（特約）の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償（特約）の可否をご判断ください。

10. その他ご注意いただきたいこと

契約内容登録制度について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払いを確保するため、契約締結ならびに事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。なお、確認内容は上記目的以外には用いません。

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせ・ご相談窓口 ＜ジェイアイ傷害火災保険株式会社＞

【首都圏支店 03-6634-4311】

受付時間：平日午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く。）

事故受付センター

FAX の場合： 03-6220-1605

E-MAIL の場合： claims_dept@jihoken.co.jp

事故が発生した場合は遅滞なくご契約の弊社代理店または上記にご連絡ください。

指定紛争解決機関

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

0570-022808（ナビダイヤル*1）

*1 お客様の発信地域により自動的に最寄の拠点センターに着信されます。

一部お繋ぎできないPHS、IP電話等からは

03-4332-5241*2をご利用ください。

*2 地域を問わずそんぽADRセンター東京に着信されます。

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・12月30日～1月4日を除く。）

（いずれの番号も所定の通話料がかかります。）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

個人情報の取扱いについて

「小規模保育総合補償制度のご案内」をご参照ください。

ご加入内容確認事項＜（意向確認事項）＞

補償内容や保険金額等お申込みの内容が、お客様のご意向どおりの内容になっているかご確認のうえお申込みください。

本確認事項は万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入をいただく上で特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お客様のご希望に沿う保険商品を提案させていただいておりますが、最終的にお客様のご希望を満たした内容であること、ご加入される上で特に重要な事項が正しい内容になっていることを、再度ご確認・ご了解の上ご加入ください。

- (1) この保険は、お客様のご希望に沿って、ケガによる死亡・後遺障害や入院・通院などへの備えとして提案させていただくものです。ご契約金額、保険料等お客様のご希望にお応えできない部分がありましたら、取扱代理店または弊社までお申出ください。
- (2) 次の項目について、お客様のご希望どおりとなっていることをご確認ください。
 - ① 補償の内容（保険金をお支払いする場合、保険金が支払われない主な場合など）、特約の内容
 - ② 被保険者の範囲
 - ③ 保険金額（ご契約金額）
 - ④ 保険期間（保険のご契約期間）
 - ⑤ 保険料、払込方法、契約者配当制度がないこと
- (3) 加入申込票の他の傷害保険契約等の有無・内容等および保険金請求履歴等について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
- (4) 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容をご確認ください。
- (5) この保険は、保険契約者である NPO 法人全国小規模保育協議会の会員である小規模保育園に所属する児童等を対象とした団体契約です。**対象とならない方はご加入いただけません**のでご注意ください。